

Q9 「過去問やればいいんですよね？やってもできるようにならないのですが？」

A 「問題文や解説等を漫然と読んでいませんか？考えながら読む視点を持ちましょう！」

視点①：知識の問われ方を意識する

→例えば

- ・単純知識型：条文、判例、条文判例以外の基礎知識をそのまま問う問題
- ・当てはめ型：基礎知識を前提に具体的な事例への当てはめを問う問題
- ・複雑型：複数の単純知識型、当てはめ型を問う問題
- ・論理型：複数の見解の根拠、批判、帰結等を問う問題

視点②：単純知識型は、問題文や解説等記載のポイントを意識＝漫然と全体を読むのはNG

→例えば

- ・条文をそのまま問う問題

(民法 司 R04-04/予 R04-02)

取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

オ. 取消権は、取り消すことができる行為をした時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(解説)

オ. ×

126 条は、「取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする」と規定する。したがって、取消権は、取り消すことができる行為をした時から5年間行使しなかったとしても、時効によって消滅することはない。

- ・判例をそのまま問う問題

(民法 司 R04-28/予 R04-13)

事務管理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ウ. 管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効果として直接本人に帰属する。

(解説)

ウ. ×

697条1項は、「義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において『管理者』という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下『事務管理』という。）をしなければならない」と規定するところ、判例（最判昭36.11.30）は「事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂うのであって、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである」としている。したがって、管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効果として直接本人に帰属することはない。